



# 鳥取県公報

平成16年 4月20日(火)  
第 7 5 7 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (305) (障害福祉課) ..... 1
	身体障害者福祉法による医師の指定 (306) (＼) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定 (307) (＼) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定の取消し (308) (＼) ..... 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (309) (長寿社会課) ..... 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (310) (＼) ..... 4
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (311) (＼) ..... 5
	介護老人保健施設の開設の許可 (312) (＼) ..... 5
	結核予防法による医療機関の指定 (313) (健康対策課) ..... 5
	家畜伝染病の発生 (314) (畜産課) ..... 6
	家畜伝染病のまん延に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の指定の解除 (315) (＼) ..... 6
	土地改良区の定款の変更の認可 (316) (耕地課) ..... 6
<b>選管告示</b>	政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (16) ..... 6
	選挙管理委員会の招集 (17) ..... 7
<b>教委告示</b>	定例教育委員会の招集 (10) (教育総務課) ..... 7
<b>地労委告示</b>	地方労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等 (1) ..... 8
<b>公 告</b>	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) ..... 9
<b>調達公告</b>	随意契約の相手方の決定 (広報課) ..... 10
	落札者の決定 (4件) (病院局総務課) ..... 11

## 告 示

### 鳥取県告示第305号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所 の所在地	児童居宅生活支援事業を 行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を 行う事業所の所在地	児童居宅支援 の種類	指定年月日
株式会社 ケアスタッ フ	米子市大谷町 213 - 3	ヘルパーステーションハッ ピーネットワーク米子	米子市両三柳138 - 1	居宅介護	平成16年4月 12日

**鳥取県告示第306号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外 科	ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害	豊田 暢彦	米子市皆生新田一丁目8 - 1 労働福祉事業団山陰労災病院

**鳥取県告示第307号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を指定したので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設 等の種類	指定年月日
鳥取県立障害者福祉セン ターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	身体障害者通所授産施設	平成16年4月12日

**鳥取県告示第308号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の30第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の指定を取り消したので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設 等の種類	取消年月日
鳥取県立障害者福祉セン ターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	身体障害者入所授産施設 (通所部)	平成16年4月11日

## 鳥取県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人賛幸会 理事長 田中 彰	鳥取市服部204 - 1	社会福祉法人賛幸会 グループホームはまゆうの里	鳥取市服部204 - 1	痴呆対応型共同生活介護	平成16年 3月8日
株式会社スズキ自販 鳥取 代表取締役 鈴木敏明	鳥取市丸山町 266 - 8	株式会社スズキ自販 鳥取福祉車両課	鳥取市丸山町266 - 8	福祉用具貸与	平成16年 3月12日
社会福祉法人みのり 福祉会 理事長 村田 実	倉吉市西倉吉町 2 - 23	社会福祉法人みのり 福祉会デイサービス センター三朝みのり	東伯郡三朝町大字山 田653 - 1	通所介護	平成16年 3月19日
合資会社ケイエス 無限責任社員 遠藤 雄一	境港市相生町3	おひさま介護	境港市相生町3	訪問介護	〃
社会福祉法人境港福 祉会 理事長 木村隆行	境港市渡町西柳 川119 - 12	社会福祉法人境港福 祉会グループホーム 夕日ヶ丘	境港市渡町西柳川 119 - 12	痴呆対応型共同生活介護	〃
特定・特別医療法人 明和会医療福祉セン ター 理事長 渡辺 憲	鳥取市東町三丁 目307	グループホームさく らはうす・つばきは うす	鳥取市覚寺180	〃	〃
有限会社ケアサービ スクローパー 代表取締役 森 伸 子	鳥取市大榎町13	ケアサービスクロー パー	鳥取市大榎町13	訪問介護	〃
日本プランニング有 限会社 代表取締役 山田俊 彦	鳥取市千代水三 丁目75	日本プランニング有 限会社指定訪問介護 事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東二丁 目159 - 2	〃	平成16年 3月22日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	痴呆性高齢者グルー プホーム北条	東伯郡北条町土下 123 - 1	痴呆対応型共同生活介護	〃
社会福祉法人養和会 理事長 廣江恵子	米子市上後藤八 丁目9 - 23	グループホーム仁風 荘二番館	米子市上後藤八丁目 5 - 15	〃	〃
社会福祉法人みのり	倉吉市西倉吉町	社会福祉法人みのり	東伯郡三朝町大字山	〃	〃

福祉会 理事長 村田 実	2 - 23	福祉会グループホームのりかじか	田653 - 1		
社会福祉法人真誠会 理事長 小田 貢	米子市大崎511-1	グループホーム青松庵	米子市富益町235 - 8	"	平成16年 3月26日
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町2083	グループホームひので	境港市日の出町78 - 2	"	"
"	"	グループホームなるみ	米子市奥谷1182 - 1	"	"
"	"	グループホームかみごとう	米子市両三柳1374	"	"
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 蔵増佳弘	鳥取市立川町六丁目176	皆生みどり苑デイサービスセンター	米子市皆生新田二丁目3 - 1	通所介護	平成16年 4月1日
社会福祉法人米子市社会福祉協議会 会長 塚田喜美	米子市錦町一丁目139 - 3	米子市中央老人デイサービスセンター	米子市錦町一丁目139 - 3	"	"
社会福祉法人清和会 理事長 垣田賢二郎	倉吉市上井301	社会福祉法人清和会ホームヘルパーステーションせいわ	倉吉市上井301	訪問介護	"
社会福祉法人地域でくらす会 理事長 井上 徹	米子市内町122	デイサービス田園	米子市東倉吉町57	通所介護	平成16年 4月6日
日本家具株式会社 代表取締役 天野愛子	鳥取市千代水二丁目101	日本家具株式会社	鳥取市千代水二丁目101	福祉用具貸与	"
株式会社ハピネライフケア 代表取締役 白崎朝宏	米子市久米町200	有料老人ホーム高砂苑	米子市彦名町2078	特定施設入所者生活介護	"
"	"	グループホーム高砂	"	痴呆対応型共同生活介護	"

## 鳥取県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
----------------	----------------	-------------------	--------------------	-------

日本プランニング有限 会社 代表取締役 山田俊彦	鳥取市千代水三丁目75	日本プランニング有限 会社指定居宅介護支援 事業所ゆうあい	鳥取市湖山町東二丁目 159 - 2	平成16年3 月22日
社会福祉法人清和会 理事長 垣田賢二郎	倉吉市上井301	社会福祉法人清和会在 宅介護支援センターせ いわ	倉吉市上井300	平成16年4 月1日

**鳥取県告示第311号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	許可年月日
社会福祉法人中央会 理事長 西田春政	八頭郡河原町大字渡一木274 - 1	介護老人保健施設かわはら	八頭郡河原町大字稲常463	短期入所療養介護	平成16年4月8日

**鳥取県告示第312号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会福祉法人中央会 理事長 西田春政	八頭郡河原町大字渡一木274 - 1	介護老人保健施設かわはら	八頭郡河原町大字稲常463	平成16年4月8日

**鳥取県告示第313号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いしはら皮膚科クリニック	米子市西福原1556 - 46	平成16年4月17日

**鳥取県告示第314号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項規定により告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭 数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患畜	1	倉吉市下米積438	平成16年4月12日

**鳥取県告示第315号**

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定を解除する県外の区域

高病原性鳥インフルエンザの発生農場（京都府船井郡丹波町）を中心とした半径30キロメートル以内の区域

## 2 指定を解除する家畜等

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにその死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

## 3 指定に係る告示

平成16年鳥取県告示第134号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の指定について）

**鳥取県告示第316号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成16年4月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

---

**選挙管理委員会告示**

---

**鳥取県選挙管理委員会告示第16号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成16年4月1日

以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年4月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
奥田隆夫後援会	奥田良一	入江輝文	西伯郡大山町長田297
坂根實豊後援会	坂本増雄	坂根三恵	八頭郡八東町大字奥野85
石橋恒晴後援会	石橋一也	石橋敏子	倉吉市上井54 - 12
香川晃後援会	山田優	香川良子	倉吉市上古川663 - 1
清水小弥太後援会	村本富夫	佃正男	倉吉市福庭167
三谷つたお後援会	古屋孝	住野行宏	鳥取市富安333 - 5
むろよしのり後援会	室良教	竹安徹	米子市錦町三丁目52
榎本武利後援会	中嶋将夫	田中滋雄	岩美郡岩美町大字新井189
河合まさる後援会	石原正雄	河合肇	西伯郡岸本町岸本307
やまべ紘一郎後援会	平島松男	山里富久	岩美郡福部村大字高江53 - 7
加藤寛治後援会	木山洋志	藤原陽一	日野郡江府町大字俣野675
さかお文正後援会	花木博文	坂尾紀和	八頭郡八東町大字才代47
下村佳弘後援会	石黒房雄	下村益雄	気高郡気高町大字土居45
新藤登子後援会	山脇哲子	新藤英二	東伯郡東伯町大字下伊勢513
瀬尾まなぶ後援会	日野昇一	瀬尾淳次	東伯郡関金町大字泰久寺169
にしおひろし後援会	佐々木熊之助	西尾修	八頭郡智頭町大字智頭621 - 4
松本みつたか後援会	村上隆男	清水義隆	八頭郡河原町大字佐貫1114
三輪英男後援会	三輪操	三輪典子	日野郡江府町大字下安井390
森田昭吾後援会	泉勇	森田鍾	西伯郡淀江町大字中西尾245

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第17号

平成16年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年4月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年4月22日（木） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
  - (2) その他

教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第10号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年4月20日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

- 1 日時 平成16年4月23日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成16年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
  - (2) その他

## 地方労働委員会告示

## 鳥取県地方労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

平成16年4月20日

鳥取県地方労働委員会会長 太 田 正 志

氏 名	住 所	現 職 等	委嘱年月日
松 田 道 昭	東伯郡東伯町	元鳥取県議会議員 鳥取県地方労働委員会委員	平成15年3月27日
杉 本 善 三 郎	倉吉市	弁護士	〃
安 本 仁 子	米子市	鳥取家庭裁判所米子支部調停委員 近畿大学豊岡短期大学非常勤講師 鳥取県地方労働委員会委員	〃
坂 口 千 加 広	米子市	公認会計士 税理士 元鳥取県地方労働委員会委員	〃
安 酸 早 苗	米子市	社会保険労務士 鳥取県地方労働委員会委員	〃
太 田 正 志	西伯郡淀江町	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）	〃
河 本 充 弘	鳥取市	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）	〃
長 井 い ず み	鳥取市	税理士	〃
竹 内 篤 子	鳥取市	元全労済鳥取県本部職員 鳥取県地方労働委員会委員	〃

仁 宮 敬 富	鳥根県八束郡 美保関町	全国一般労働組合鳥取地方本部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	"
川 下 豊 洋	鳥取市	鳥取県職員連合労働組合特別中央執行委員 鳥取県職員労働組合特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	"
米 田 徳 久	岩美郡国府町	前 J A M 山陰鳥取県協議会議長	"
磯 江 智 昭	東伯郡東郷町	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	"
赤 井 堯	米子市	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	"
竹 内 克 徳	鳥取市	鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	平成15年12月25日
手 嶋 ひとみ	東伯郡大栄町	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	平成15年3月27日
三 橋 明	鳥取市	山陰酸素工業株式会社代表取締役副社長 鳥取県地方労働委員会委員	"
住 田 篤 美	米子市	米子商工会議所専務理事	"
榊 田 知 身	米子市	境港海陸運送株式会社顧問 鳥取県地方労働委員会委員	"
石 富 和 彦	鳥取市	株式会社鳥取銀行常勤監査役	平成16年3月25日
山 根 邦 重	東伯郡東伯町	倉吉商工会議所専務理事	平成15年3月27日
上 原 信 一	鳥取市	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	"
川 口 眞佐子	鳥取市	株式会社川口義治商店常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	"
稲 井 幾 子	倉吉市	株式会社いなし取締役副社長 鳥取県地方労働委員会委員	"
長谷川 誠	鳥取市	鳥取県地方労働委員会事務局長	平成16年4月1日
竹 本 英 雄	鳥取市	鳥取県地方労働委員会事務局次長 (調整課長事務取扱)	平成14年4月1日

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年4月20日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

### 1 講習の種別及び受講対象者

#### (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

## (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成16年5月21日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及 び倉吉の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成16年5月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量             | 県政広報番組「とっとりWHY?」の制作及び放送                         |
| 2 契約方式                 | 随意契約  |
| 3 契約日                  | 平成16年3月25日                                      |
| 4 契約の相手方の名称<br>及び所在地   | 日本海テレビジョン放送株式会社<br>鳥取市田園町四丁目360                 |
| 5 契約金額                 | 34,912,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)                  |
| 6 随意契約による理由            | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項<br>第1号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の<br>名称及び所在地 | 鳥取県総務部広報課<br>鳥取市東町一丁目220                        |

指名競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月20日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量             | オムニパーク300シリンジ100ミリリットル (64.71パーセント100ミリリットル/<br>筒 5筒) 806個      |
| 2 契約方式                 | 指名競争入札  |
| 3 落札日                  | 平成16年3月12日  |
| 4 落札者の名称及び<br>所在地      | 株式会社サンキ<br>広島市西区草津港三丁目3 - 33                                    |
| 5 落札金額                 | 1個 (64.71パーセント100ミリリットル/筒 5筒) につき67,200円 (消費税及<br>び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札通知日                | 平成16年2月26日  |
| 7 落札方式                 | 最低価格落札方式  |
| 8 契約事務担当部局の<br>名称及び所在地 | 鳥取県病院局総務課<br>鳥取市東町一丁目220  |

指名競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月20日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 調達件名及び数量        | タキソール注 (30ミリグラム5ミリリットル1瓶) 3,232瓶             |
| 2 契約方式            | 指名競争入札                                       |
| 3 落札日             | 平成16年3月12日                                   |
| 4 落札者の名称及び<br>所在地 | 株式会社サンキ<br>広島市西区草津港三丁目3 - 33                 |
| 5 落札金額            | 1瓶 (30ミリグラム5ミリリットル) につき15,614円55銭 (消費税及び地方消費 |

税の額を含む。)

- 6 入 札 通 知 日 平成16年2月26日  
 7 落 札 方 式 最低価格落札方式  
 8 契約事務担当部局の  
 名称及び所在地 鳥取県病院局総務課  
 鳥取市東町一丁目220

指名競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月20日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調達件名及び数量 グリベックカプセル100ミリグラム（H）（100ミリグラム／カプセル 120カプセル）121個  
 2 契 約 方 式 指名競争入札  
 3 落 札 日 平成16年3月12日  
 4 落札者の名称及び  
 所在地 成和産業株式会社  
 広島市西区商工センター一丁目2 - 19  
 5 落 札 金 額 1個（100ミリグラム／カプセル 120カプセル）につき405,300円（消費税及び  
 地方消費税の額を含む。）  
 6 入 札 通 知 日 平成16年2月26日  
 7 落 札 方 式 最低価格落札方式  
 8 契約事務担当部局の  
 名称及び所在地 鳥取県病院局総務課  
 鳥取市東町一丁目220

指名競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月20日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調達件名及び数量 ノルデイトロピンS注10ミリグラム（10ミリグラム／1.5ミリリットルカートリッジ1筒）354筒  
 2 契 約 方 式 指名競争入札  
 3 落 札 日 平成16年3月12日  
 4 落札者の名称及び  
 所在地 株式会社サンキ  
 広島市西区草津港三丁目3 - 33  
 5 落 札 金 額 1筒（10ミリグラム／1.5ミリリットルカートリッジ）につき114,555円（消費税  
 及び地方消費税の額を含む。）  
 6 入 札 通 知 日 平成16年2月26日  
 7 落 札 方 式 最低価格落札方式  
 8 契約事務担当部局の  
 名称及び所在地 鳥取県病院局総務課  
 鳥取市東町一丁目220